

## 福岡市博多区剣道連盟 昇級審査実施細則

### (目的)

**第1条** この細則は、社団法人福岡県剣道連盟剣道一級～三級審査内規（以下「県剣連」又は「内規」という。）に準拠するほか、福岡市博多区剣道連盟規約（平成21年4月18日施行・以下「連盟」又は「規約」という。）第3条に基づき昇級審査に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (審査業務運営)

**第2条** 連盟会長は、規約第5条による昇級審査の効果的業務運営を推進するため、その審査業務運営を、別紙-1（一項）のように定める。

### (審査対象種別)

**第3条** 審査対象種別は、次のとおり一級から六級までとする。

- 1 一級から三級審査は、県剣連が定める内規により、委託された内容に基づき別紙-1（二項）により実施する。
- 2 四級から六級審査は、連盟が定める別紙-1（二項）内容により実施する。

### (審査員)

**第4条** 審査員は、次のとおりとする。

- 1 一級審査については、連盟会長が委嘱した錬士六段以上の審査員5名を以て構成する。ただし1名は、県剣連（福岡連合支部）から派遣された者を以て当てる。
- 2 二級及び三級審査については、連盟会長が委嘱した錬士六段以上の審査員3名を以て構成する。県剣連（連合支部）から派遣された者は、統括審査員として審査状況を把握し監視する。
- 3 四級から六級審査については、連盟会長が委嘱した六段以上の審査員3名を以て構成する。

### (審査の合否)

**第5条** 審査の合否は、構成された審査員の過半数以上の同意により合格とする。

### (受審資格及び審査申請)

**第6条** 受審する資格は、次のとおりとする。

- 1 四級から六級については、小学校一年生相当年齢以上とし、連盟に加盟する団体を通じて、連盟が定める様式（別紙-2）により申し込むものとする。
- 2 三級の受審資格は、小学校五年生相当年齢以上の者。但し、小学六年生および中学生については、真にやむを得ない場合のみ、直接、三級を受審できるものとする。

連盟に加盟する団体を通じて県剣連が定める様式（様式1号）により申し込むものとする。

3 一級を受審資格は、小学校六年生相当年齢以上の者。高校生及びその相当年齢以上の者は、一級審査から受審できる。この場合の審査申請は、前項に準じて行うものとする。

#### （昇級修業期間）

**第7条** 昇級に必要な修業期間は、6か月とする。

#### （合格証書の授与）

**第8条** 合格証書の授与は、次のとおりとする。

- 1 一級から三級については、県剣連会長が合格証書を授与する。
- 2 四級から六級については、連盟会長が合格証書を授与する。

#### （審査料及び登録料）

**第9条** 一級から六級までの審査料及び登録料（手数料含む。）については、別紙-1（三項）に定めるとおりとする。

#### （合格の取消）

**第10条** 連盟会長は、実施された審査の結果が不相当と認めたときは、審査員選考委員会の意見を聴いて、その合格した者の級位を取り消すことができる。

#### 付 則

この付則は、平成22年4月1日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

#### 付 則

この付則は、平成23年4月23日から施行し、平成23年4月20日から適用する。

（初段受審年齢の変更に伴う県剣連の級位審査規定の変更により暫定運用）

#### 付 則

この付則は、平成24年4月21日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

（初段受審年齢の変更に伴う県剣連の級位審査規定の変更によるもの）

別紙-1

一. 審査業務運営

1. 実技審査の種別

- ① 切り返しはすべての級で行う  
正面 ⇒ 左右の面打ち (素面で受ける) ⇒ 正面 ⇒ 左右の面打ち (竹刀で受ける) ⇒ 正面 ⇒ 残心
- ② 基本打突 (四級から六級)
- ③ 打込み (二級から三級) 全て最後は残心あるものとする。
- ④ 互格稽古 (一級)
- ⑤ 木刀による剣道基本技稽古法 (一級から三級)

2. 「評価項目」… (別紙) 及び「審査員の視点」… (別紙) の導入と目的

- ① 審査の客観性・妥当性を図る
- ② 審査結果 (審査員の視点: 「木刀基本」) のフィードバックにより、今後の修練に活かしてもらう

3. 審査の順序

- ① 四級～六級 切り返し ⇒ 基本技 の順序で行う。
- ② 二級～三級 切り返し ⇒ 打込み ⇒ 「木刀基本」の順序で行う。
- ③ 一級 切り返し ⇒ 互格稽古 ⇒ 「木刀基本」の順序で行う。

二. 審査内容と審査員

級位	審査内容	審査員
六級	① 切り返し (相互) ② 正面 (相互) 4回	六段以上 3名
五級	① 切り返し (相互) ② 小手⇒面 (相互) 4回	六段以上 3名
四級	① 切り返し (相互) ② 小手⇒胴 (相互) 4回	六段以上 3名
三級	① 切り返し (元立ち…五段以上) ② 打込み (元立ち…五段以上) 正面 (4回) 小手⇒面 (4回) ③ 「木刀基本」 (相互) 基本1～基本4	錬士六段以上 3名 (県審査員は除く) (県審査員は本部席)
三級 (飛級)	上記三級に準じる	上記三級に準じる

二級	① 切り返し (元立ち…五段以上) ② 総合的打込み (元立ち…五段以上) 正面(2回) 小手⇒面(2回) 小手⇒面⇒抜き胴(1回) 小手⇒面(体当たり)⇒引き胴⇒面(1回) ③「木刀基本」(相互)基本1～基本6	錬士六段以上 3名 (県審査員は除く) (県審査員は本部席)
一級	① 切り返し (相互) ② 互格稽古 (相互) ③「木刀基本」(相互)基本1～基本9	錬士六段以上 5名 (県派遣審査員一名含む)
一級 (飛級)	上記一級に準じる	上記一級に準じる

### 三. 審査料及び登録料

級位	審査料	登録料(手数料含む)	合計	備考
六級	2,500	500	3,000	
五級	2,500	500	3,000	
四級	2,500	500	3,000	
三級	3,000	1,000	4,000	
三級 (飛級)	5,000	1,000	6,000	
二級	3,000	1,000	4,000	
一級	3,000	1,000	4,000	
一級 (飛級)	6,000	1,000	7,000	